令和2年5月11日 生食発0511第1号 2食産第683号

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長 厚生労働省地方厚生局長 農林水産省各地方農政局長 北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 (公 印 省 略) 農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長 (公 印 省 略) 農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局 長 (公 印 省 略)

農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程の改正について

今般、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)について、台湾向け輸出食肉製品の取扱い(TW-A3)に係る要綱を新たに定めたことにより別紙を追加したほか、その他の別表、別添及び別紙についても所要の改正を行いましたので、下記について御了知の上、対応方よろしくお願いします。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

1 台湾向け輸出食肉製品に関する施設認定及び証明書発行等について、別紙

TW-A3 を定めたこと。なお、台湾向け輸出食肉製品に添付する食肉衛生証明書の様式については、台湾との協議が終了次第、別途通知を行う。

2 手続規程の別表及び別添に下記の変更を行ったこと。

2		
変更箇所	変更内容	
別表 1 台湾	以下を追加	
適合施設の認定(法第 17 条第 1 項)	食肉製品(別紙 TW-A3、ZZ-A1)(厚)	
別表 1 ニュージーランド	以下の修正	
輸出証明書の発行(法第15条第1項)	(旧)二枚貝(別紙 NG-S1)(農)	
	(新) 二枚貝 (別紙 NZ-S1) (農)	
別表1 ベトナム	以下の修正	
輸出証明書の発行(法第15条第1項)	(旧) 水産食品(別紙 ZZ-S1)(厚)	
	(新)水産食品(別紙 VN-S1)(厚)	
別表1 複数国向け	食肉製品(ZZ-A1)(厚)を削除	
適合施設の認定(法第 17 条第 1 項)		
別表1 複数国向け	政府間の取り決めによらない輸出食	
輸出証明書の発行(法第15条第1項)	i) 品 (ZZ-04) (厚) を追記	
別表 2 タイ	以下の修正	
適合施設の認定(法第 17 条第 2 項)	(旧)青果物(別紙 TH-P1)(農)	
(新) 青果物 (別紙 TH-P2) (農)		
別表 2 台湾	以下を追加	
輸出証明書の発行(法第15条第2項)	食肉製品(別紙 TW-A3)(厚)	
別表2 ニュージーランド	以下の修正	
輸出証明書の発行(法第15条第2項)	(旧)二枚貝(別紙 NG-S1)(厚)	
(新) 二枚貝 (別紙 NZ-S1) (厚)		
別添 登録認定機関の登録等に関す 第7(1)アに以下を追記		
る手続	「また、認定したときは、当該認定等	
	に係る施設が、法、主務省令、その他	
	国が定める規程等に基づき適切に運	
	営されることを確実にすること。」	

3 手続規程の別紙に下記の変更を行ったこと。

変更箇所	変更内容	
別紙 US-A1	・本文及び別紙様式	
アメリカ合衆国向け輸出食肉	以下の修正	
の取扱要綱	(旧)対米	
	(新)米国向け	
別紙 US-S1	・本文5-3(2) 地方厚生局長が認定事	
アメリカ合衆国向け輸出水産	務を行う場合の都道府県等衛生主管部局	
食品の取扱要綱	との連携について追記	
	・別添1及び別添4 別添4を別添1の記	

	録の作成、保管等に係る規定として整理	
	(別添4は削除)	
DUVE AD A 1	・その他所要の修正	
別紙 AE-A1	・以下を追加	
アラブ首長国連邦向け輸出牛	別紙様式1-2 食肉処理場設置者申請	
肉の取扱要綱	様式(※別紙様式1を別紙様式1-1、別	
	紙様式1-2とする。) ・本文、別紙様式1-1、2及び4 「申請」	
	・ 本文、別紙様式 I - I、 Z 及 い 4 「中 請」 等の文言の統一	
 別紙 AR-A1	・本文3 (1)	
アルゼンチン向け輸出食肉の	以下の修正	
取扱要綱	(旧) 米国	
	(新)アメリカ合衆国	
別紙 IN-S1	・本文4(3) 証明書発行機関リストの掲	
インド向け輸出水産食品の取	載場所を農林水産省ホームページに修正	
扱要綱	その他所要の修正	
別紙 ID-S1	・所要の修正	
インドネシア向け輸出水産食		
品の取扱要綱		
別紙 UA-S1	・本文3 (輸出手続の概要) 削除	
ウクライナ向け輸出水産食品	・本文3 (施設の認定手続等) 認定施設の	
の取扱要綱	要件を修正	
	・本文3(施設の認定手続等)施設認定申	
	請について、重複する記載を削除	
	・本文3 (施設の認定手続等) 認定施設の	
	定期確認に係る規定の修正(都道府県等	
	衛生部局による1年に1回以上の認定要	
	件の確認規定の削除)	
	・別添3 輸出入・湾港関連情報処理シス	
	テム(NACCS)による衛生証明書発行申請	
	における委任の手続を追記	
	・別紙様式2及び3 文言の統一	
- 日1文氏 E11 - A A	・その他所要の修正 別紙様式1 宛先を修正	
別紙 EU-A4 英国及び欧州連合向け輸出ゼ	別紙様式 I 宛先を修正 (旧)厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安	
英国及び欧州連合同り 軸面で ラチン及びコラーゲンの取扱	(旧) 厚生労働省人民自房生佔衛生・良品女 全審議官	
ファン及いコフェクンの取扱 要綱	(新)厚生労働大臣 (新)厚生労働大臣	
別紙 EU-S1	・本文6-1-1(1) 認定施設リストの	
英国、欧州連合、スイス及びノ	掲載場所を農林水産省ホームページに修	
ルウェー向け輸出水産食品の	正	
取扱要綱	- ・本文6-1-2(2) 地方厚生局長が施	
	設認定をした際には、都道府県等衛生部局	
	に連絡することを追記	

	・本文8 (7)イ 養殖関連の食品事業者へ
	の指導は、都道府県等がすることに修正
	・本文8(7)ウ 輸入原料を用いて水産食
	品を加工等する食品事業者への指導は、都
	道府県等衛生部局がすることに修正
	・本文8(7)オ モニタリング計画の策定
	又は変更にかかわる情報を把握した場合、
	都道府県等から厚生労働省への報告事項
	を追記
	・別添1第6 6. ホタテガイ等二枚貝の
	最終製品の検査について、冷凍品及び加工
	品に適用除外を追記
	別添4-2 輸出入・湾港関連情報処理シ
	ステム (NACCS) による衛生証明書発行申請
	における委任の手続を追記
	その他所要の修正
	・別紙1-1と1-2の間の空白ページを
英国及び欧州連合向け輸出ペ	削除
ットフード等の製造施設の認	• 別紙 1 − 2
定要綱	認定基準(3)②ア(キ)
	(旧) 登録要綱3の(2)の
	(新) 認定要綱3の(2)の
別紙 AU-S1	・本文2 文言の追加、修正
オーストラリア向け輸出水産	・本文3 「サケ科」にアユ科が含まれる
食品及び輸出養殖等用飼料の	自追記 (こう)
取扱要綱	・本文4(2) 施設認定申請について、
4人以文师	重複する記載を削除
	・本文4 都道府県等衛生部局による認定
	施設の定期確認を削除
	・本文5 証明書の発行手続に必要な添付
	書類、証明書の返却等について、より詳
	細な記載に修正
	・別紙様式2及び3 文言の統一
	・その他所要の修正
別紙 SG-A2	・本文3 (3)
シンガポール向け輸出食肉製	以下の修正
品の取扱要綱	(旧)なお、①の認定を受けていない施設に
THE STANDARD METERS	あっては、原則、輸出食肉製品取扱施設認
	定の申請も同時に行うこと。
	(新)なお、①の認定を受けていない施設に
	あっては、輸出食肉製品取扱施設認定の申
	請も同時に行うこと。
	・本文3 (3) ①
	17000

	以下の修正
	(旧) 輸出食肉製品の取扱要綱
	(新)輸出食肉製品の取扱要綱(シンガポー
	ル及び台湾向け)
	・本文4 (3)
	以下の修正
	(旧)厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視
	安全課の輸出食肉担当官
	(新) 厚生労働省の担当官
	・別紙様式1 提出書類の変更
	・別紙様式8 誤字の修正
	・別添 1 第 2 の 3
	「3 第2の1及び2に掲げる事項の遵
	守のため、原料の受入、加工、出荷等の各
	製造段階において、シンガポール向けのも
	のとシンガポール向けでないものが接触
	しないよう、作業当日の最初に製造するな
	どのロット区分を行い、取り扱われている
	こと。また、施設は当該手順を定め文書化
	すること。」を追加
	・別添1第4の1(2)イ(ケ)
	以下の修正
	(旧) 施設に出入りする食品及び添付書類の 管理
	(新)施設に出入りする食品及び添付書類の
	管理 (原料食肉がシンガポールの衛生要件
	を満たしていることを証明する書類の確
	認を含む)
	・別添1第4の1(2)イ(コ)
	「(コ)シンガポール向けとその他の製品
	の区分管理」の追加
別紙 TH-A1	·本文1
タイ向け輸出牛肉の取扱要綱	以下の修正
2 11.1.7 lbam 1 1.1.2 tV 10.2 Alta	(旧) タイ向け輸出牛肉
	(新)タイ向け輸出牛肉(骨なし肉、骨付き
	肉及び内臓に限る。以下同じ。)
	・別紙様式1を別紙様式1-1(と畜場設置)
	者申請書)、1-2(食肉処理場設置者申
	請書)とする
	・本文、別紙様式1-1、1-2、2
	及び5 「申請」等の文言の統一
別紙 TH-P1	・本文11(1) 以下の修正
タイ向け輸出青果物の取扱要	(旧) 翌月 15 日まで

綱(国)	(新) 毎月 15 日まで		
	・ 附則 項番号を削除		
大韓民国向け輸出水産食品の	・別添5 冷凍食用鮮魚類頭部の名称を追加 加		
取扱要綱	・別紙様式5 衛生証明書様式を追加(改正		
	前の別紙様式5を別紙様式8に移動)		
m.16.0	・その他所要の修正		
別紙 TW-S1	・本文5(6) 証明書発行停止の公表場所		
台湾向け輸出貝類の取扱要綱	を農林水産省ホームページに修正		
	・本文5(7) 証明書発行件数等の報告様		
	式を別紙様式 13 として規定		
	・本文8 削除し、7 その他に追記		
	・別添2 輸出入・湾港関連情報処理システ		
	ム(NACCS)による衛生証明書発行申請にお		
	ける委任の手続を追記		
	・別紙様式3-1及び9-1 証明書発行		
	申請書の記載方法等を追記		
	・別紙様式 10 「シール番号」を「封印番号」		
	に修正		
	- ・その他所要の修正		
別紙 CN-S1	・本文5(2) 施設認定機関リストの掲載		
中華人民共和国向け輸出水産	場所を農林水産省ホームページに修正		
食品の取扱要綱	・本文8(2) 衛生証明書発行機関リスト		
文品· 7 机及文师	の掲載場所を農林水産省ホームページに		
	修正		
	『		
	の記載方法等を追記		
	・別添3 2.(2) 証明書発行時の留意事		
	「別級3 2.(2)		
	・その他所要の修正		
DIM CM CO			
別紙 CN-S2	・本文5(輸出手続の概要) 削除		
中華人民共和国向け輸出活水	・本文5(証明書の発行手続) 証明書発		
産物の取扱要綱	行対象に内水面養殖魚種(内水面漁業振		
	興法に基づく許可又は届出養殖場で生産		
	されるもの)を追記		
	・別添4 輸出入・湾港関連情報処理シス		
	テム(NACCS)による衛生証明書発行申請		
	における委任の手続を追記		
	・別紙様式3及び5 証明書発行申請書の		
	記載方法等を追記		
別紙 NG-S1	・所要の修正		
ナイジェリア向け輸出水産食			
品の取扱要綱			

別紙 NZ-S1	・本文6 地方厚生局への報告等の内容を	
ニュージーランド向け輸出二	修正	
枚貝の取扱要綱	・その他所要の修正	
別紙 PH-A1	・別紙様式2 他の要綱との間での文言の	
フィリピン向け輸出牛肉の取	統一	
扱要綱		
別紙 BR-A1	・本文 1	
ブラジル向け輸出牛肉の取扱	以下の修正	
要綱	(旧) ブラジル向けに輸出される食肉	
	(新) ブラジル向けに輸出される牛肉	
	・別紙様式1 宛先を修正	
	(旧)都道府県知事・保健所設置市長	
	(新)厚生労働大臣	
別紙 BR-S1	・本文4(3) 地方厚生局における証明書	
ブラジル向け輸出水産食品(食	発行番号の管理方法を追記	
品衛生)の取扱要綱	・本文4(5) 証明書発行停止の公表場所	
	を農林水産省ホームページに修正	
	・別表 地方厚生局の住所及び電話番号の	
	修正	
	・別添5 4.官能検査の検証において、官	
	能検査の実施者を登録検査機関から証明	
	書発行機関に修正	
	・その他所要の修正	
別紙 BR-S2	・別添2 官能検査の運用の要件を緩和	
ブラジル向け輸出水産食品(動	(3年以上の輸出実績があり、問題がな	
物衛生)の取扱要綱	ければ、官能検査の検証を3年間に1回	
	以上とする)	
	・別添3 輸出入・湾港関連情報処理システ	
	ム (NACCS) による衛生証明書発行申請にお	
	ける委任の手続を追記	
別紙 VN-A1	・別紙様式2及び4 他の要綱との間での	
ベトナム向け輸出食鳥肉の取	文言の統一	
扱要綱		
別紙 VN-A2	・別紙様式3及び5 他の要綱との間での	
ベトナム向け輸出食肉の取扱	文言の統一	
要綱		
別紙 VN-S1	・本文5(6) 認定施設の定期確認の修正	
ベトナム向け輸出水産食品の	(都道府県等衛生部局による1年に1回	
取扱要綱	以上の認定要件の確認規定の削除)	
	・本文8(1) 証明書発行機関リストの掲	
	載場所を農林水産省ホームページに修正	
	・別紙様式1 施設認定申請書の記載事項	
	に法人番号を追記	

	・別紙様式2 4. 具体的な記載事項を追		
	記		
	・別紙様式8 2. 官能検査実施結果の項目		
	及び3.誓約事項の一部項目が従前の様式		
	から抜けていたため追記		
	・その他所要の修正		
別紙 VN-S1-1	・本文1. 関連要綱に基づく手続の対象範		
ベトナム向け輸出水産食品の	囲が関東信越厚生局管内の施設であるこ		
羽田空港における衛生証明書	とを明確化		
の取扱いについて	・別添2 輸出入・湾港関連情報処理システ		
	ム (NACCS) による衛生証明書発行申請にお		
	ける委任の手続を追記		
	その他所要の修正		
別紙 HK-A2	・本文、別紙登録書、別紙様式2 他の要綱		
香港向け輸出豚肉及び家きん	との間での文言の統一		
肉の取扱要綱	・別紙様式1 宛先の特別区長を削除		
內 沙 双 1 及 安	・別紙様式8 他の要綱との間での文言の		
	・別科様式の 他の安綱との間にの文言の 統一		
HIME NO 10			
別紙 MO-A3	・本文、別紙様式1、2及び3で「申請」等		
マカオ向け輸出家きん肉の取	の文言の統一		
扱要綱			
別紙 MY-A1	・本文 8 年次報告と更新手続き		
マレーシア向け輸出牛肉の取	年次報告書が1年ごとに必要であること、年		
扱要綱	次報告書様式は厚生労働省より最新の様		
	式を入手することを規定		
	・別紙様式5 「申請」等の文言の統一		
別紙 MX-A1	・別紙様式5 「申請」等の文言の統一		
メキシコ向け輸出牛肉等の取			
扱要綱			
別紙 MX-S1	・本文4(2) 証明書発行機関リストの掲		
メキシコ向け輸出水産食品の	載場所を農林水産省ホームページに修正		
取扱要綱	・本文5(6) 証明書発行停止の公表場所		
	を農林水産省ホームページに修正		
	・その他所要の修正		
別紙 RU-S1	・本文3 (輸出手続の概要) 削除		
ロシア向け輸出水産食品の取	・本文3 (施設の認定手続等) (1) 認定		
扱要綱	施設の要件を修正		
	・本文3 (施設の認定手続等)(2) 施設		
	認定申請について、重複する記載を削除		
	・本文3 (施設の認定手続等) 認定施設		
	の定期確認に係る規定の修正(都道府県		
	等衛生部局による1年に1回以上の認定		
	要件の確認規定の削除)		
	→ 11 : < bh h a \(\text{L} \) \\ \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		

ル及び台湾向け) ・本文 1 以下の修正 (旧)輸出国別 (新)輸出先国別 ・本文 6 (3) 以下の修正 (旧)その旨を通知すること。 (新)その旨を連絡すること。 (新)その旨を連絡すること。 がて ・様式 5 及び 6 以下の修正 事業者 ID→ユーザーID 愛がん動物用資料→愛がん動物用飼料 別紙 ZZ-02 食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要網 ・別紙 4 − 5 証明書の発行対象外として 水産物が残っていたので、発行対象とする ために削除 ・その他所要の修正		
別紙 ZZ-01 輸出証明書発給システムについて 別紙 ZZ-02 食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要網 別紙 ZZ-04 政府間の取り決めによらない ・様式5及び6 以下の修正 事業者 ID→ユーザーID 愛がん動物用資料→愛がん動物用飼料 ・別紙 4 − 5 証明書の発行対象外として 水産物が残っていたので、発行対象とする ために削除 ・その他所要の修正 ・本文 他の機関等が行う同趣旨の証明書 の発行を妨げるものでない旨を追記	酒類に関する輸出証明書の発 行要綱 別紙 ZZ-A1 輸出食肉製品の取扱要綱(シン	(4) 証明書の発行手続に必要な添付書類の追加及び証明書の返却等の手続の修正 ・本文6(その他) 食品監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流過課が実施・高速反食品への対応等についても選連情報処理システム(NACCS)による衛生証明書発行申請における委任の手続を追記・別紙様式1、2及び3 他の要綱との間での対言の統一・別紙様式7 3.1「登録」から「認定」・をの他所要の修正・その他所要の修正・本文2(3)本文を修正 ・本文、別紙様式3及び4名称変更(旧)輸出食肉製品の取扱要綱(新)輸出食肉製品の取扱要綱(新)輸出食肉製品の取扱要綱(新)輸出食肉製品の取扱要綱(新)輸出食肉製品の取扱要綱(新)輸出食肉製品の取扱要綱(シンガポール及び台湾向け)・本文1以下の修正(旧)輸出見別(新)輸出先国別(新)輸出先国別(新)輸出先国別
輸出証明書発給システムについて 事業者 ID→ユーザーID 愛がん動物用資料→愛がん動物用飼料 別紙 ZZ-02 ・別紙 4 − 5 証明書の発行対象外として水産物が残っていたので、発行対象とするために削除・その他所要の修正 リ紙 ZZ-04 ・本文 他の機関等が行う同趣旨の証明書政府間の取り決めによらない の発行を妨げるものでない旨を追記		
別紙 ZZ-02 食品等に関する放射性物質検 査証明書等の発行要綱 ・その他所要の修正 別紙 ZZ-04 ・本文 他の機関等が行う同趣旨の証明書 政府間の取り決めによらない	輸出証明書発給システムにつ	事業者 ID→ユーザーID
食品等に関する放射性物質検 査証明書等の発行要綱 水産物が残っていたので、発行対象とする ために削除 ・その他所要の修正 別紙 ZZ-04 ・本文 他の機関等が行う同趣旨の証明書 政府間の取り決めによらない の発行を妨げるものでない旨を追記		
査証明書等の発行要綱ために削除・その他所要の修正別紙 ZZ-04・本文 他の機関等が行う同趣旨の証明書政府間の取り決めによらないの発行を妨げるものでない旨を追記		
・その他所要の修正別紙 ZZ-04・本文 他の機関等が行う同趣旨の証明書政府間の取り決めによらないの発行を妨げるものでない旨を追記		
別紙 ZZ-04 ・本文 他の機関等が行う同趣旨の証明書 政府間の取り決めによらない の発行を妨げるものでない旨を追記	721428/01	
	別紙 ZZ-04	・本文 他の機関等が行う同趣旨の証明書
輸出国向け輸出食品の取扱要・その他所要の修正	政府間の取り決めによらない	
綱		・その他所要の修正
別紙 ZZ-F1 ・本文4 (3) ⑤ 括弧書きを削除	別紙 ZZ-F1	・本文4(3)⑤ 括弧書きを削除

輸出飼料等に関する自由販売		
証明書の発行要綱		
別紙 ZZ-S1	・第5の1(2)	括弧の数が合っていない
輸出される水産物に関する都	ため1つを削除	
道府県等による証明書の発行		
要綱		